

臨時休講について

気象警報の発表、自治体からの避難指示の発令、および交通機関の運休等が発生した場合における授業（試験を含む）の休講等の取扱いについて定めます。

1. 気象警報の発表および避難指示が発令された時

大阪市中央区に「暴風警報」、各種の「レベル 4 危険警報」もしくは気象等に関する「特別警報」が発表された場合、または本学所在地（大阪市中央区）もしくは本学最寄駅（玉造駅）周辺の地域を対象に自治体（大阪市）から「警戒レベル 4（避難指示）」以上が発令された場合、休講措置の対象とします。ただし、解除された時間に応じて、（表 1）のとおり授業を開講します。授業中に発表・発令された場合は、原則として、授業終了時まで授業を行い、それ以降は休講とします。ただし、安全確保のため緊急の対応が必要であると本学が判断した場合は、この限りではありません。

（表 1）

解除された時間	授業の対応
午前 6 時までに、上記の気象警報等・避難指示が解除された場合	平常どおり開講します。
午前 7 時までに、上記の気象警報等・避難指示が解除された場合	2 時限（11:10）より開講します。 この場合、礼拝は行いません。
午前 10 時までに、上記の気象警報等・避難指示が解除された場合	3 時限（13:20）より開講します。
午前 10 時を越えても上記の気象警報等・避難指示が解除された場合	終日休講とし、学校は閉館します。

なお、各種の「レベル 3 警報」（警戒レベル 3 相当）および各種の「注意報」（警戒レベル 2 相当を含む）の単独発表は、一斉休講の対象としません。

2. 交通機関が運休した時

本学最寄駅（玉造駅）へのアクセスを考慮し、次の主要路線が災害により運休している場合、その日の授業を休講とします。

休講・解除の判断基準には、上記「1. 気象警報の発表および避難指示が発令された時」のルール（午前 6 時、7 時、10 時）を同様に適用します。

【対象とする主要路線】

J R 西日本大阪環状線（本学最寄路線）と Osaka Metro 長堀鶴見緑地線（本学最寄路線）の同時運休の場合

3. 広域通学学生への配慮（居住地・通学路における個別救済措置）

本学周辺（中央区等）の気象警報等や避難指示、または交通機関の運休が解除され、大学として授業が開講される場合であっても、学生が居住する地域や個々の通学経路において以下に該当する事由が発生している場合は、無理に登校せず、自身の安全を最優先にしてください。

【対象となる条件】

1. 学生の居住地、または通学経路において「暴風警報」、各種の「レベル4 危険警報」または気象等に関する「特別警報」が発表されている場合、または「警戒レベル4（避難指示）」以上が発令されている場合。
2. 通学に利用する唯一の交通機関（上記「2」に定める主要路線以外のローカル線やバス等も含む）が災害により運休している場合。

【出欠の取扱いおよび手続き】

- 通学困難により授業を欠席した場合は、当日中に所定の手続きにより、通学困難に該当する事由を教務課に届け出てください。
- 教務課では、授業期間終了後に当該欠席が原因で「評価資格不合格」となる場合に限り、上記の届け出を受理した学生について、気象情報や交通機関の運行状況などの個別事情を確認します。そのうえで、妥当と認められる場合は「出席認定」を行います。
- 居住地については、本学に届け出ている住所を拠点とし、通学路については、届け出ている交通機関の路線とします。

4. 事前（前日）に休講を決定する場合（計画運休等）

気象庁等による「暴風警報」、各種の「レベル4 危険警報」または気象等に関する「特別警報」の発表、自治体による「警戒レベル4（避難指示）」以上の発令、または各交通機関による「計画運休（運転取りやめ）」が事前に予測され、登下校時の危険が極めて高いと本学が判断した場合は、当日の発表・発令状況や運休状況にかかわらず、前日の段階で休講措置を取る場合があります。その場合は、決定次第、速やかに大学ホームページ等で告知します。

5. 地震発生時の取扱い

本学所在地（大阪市中央区）で震度5強以上の地震が観測された場合、当日の授業は休講とします。翌日以降については、災害状況等を考慮のうえ、休講措置の有無を判断します。